

第7回定例議会

平成19年第7回定例議会が、12月7日から21日までの15日間にわたって開会されました。提案があった18議案について審査が行われ、全議案原案どおり同意・可決されました。また、請願書が1件および意見書決議案が2件提出され採択、可決されました。

主な内容は次のとおりです。

委員の選任

◆日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

12月20日に任期満了となる鈴木孝雄委員（奥之池）を再任する同意がされました。任期は3年となっています。

条例の制定

◆日野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

統計法の制定公布に伴い、条例中の統計法からの引用部分の文言が整理されました。

◆特別職の職員の給与等に関する条例および日野町教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成17年1月から実施している、町長などの給料月額額の減額措置を、平成20年6月30

日まで延長するものです。

◆日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成17年4月から実施している町職員の給料月額額の3%減額措置を、平成21年3月31日までさらに1年間延長、給料表の1級から3級までの改定、扶養手当の支給月額を500円引き上げ、勤勉手当支給割合を0・05月引き上げの改定をするものです。

◆日野町税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部改正に伴い、町民税の納税義務者等に、法人課税信託の引き受けを行うことにより、法人税を課税される個人で町内に事務所または事業所を有するものを追加するものです。

◆日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

戸籍法および住民基本台帳法の一部改正に伴い、本条例中の各法律から引用されている条項を整理するものです。

◆日野町特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について

建築物の安全性および市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部改正に伴い、本条例に違反した者に課する罰金の限度額を20万円から50万円に引き上げるものです。

◆日野町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

学校教育法等の一部改正に伴い、小学校・幼稚園・中学校の順番で規定されているものを、幼稚園・小学校・中学校の順番に改正するものです。

◆日野町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日野町立中央公民館の住所を、河原一丁目1番地に改正するものです。

◆日野東部土地区画整理事業の施行による換地処分に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日野東部土地区画整理事業の施行による換地処分に伴

関係する町の施設の住所などの名称を変更するもので、保育所おおぞら園の住所を村井三丁目14番地に変更、日野町水道事業の給水区域に村井一丁目・二丁目・三丁目、大窪中道一丁目・二丁目、河原二丁目を加え、村井都市下水路の所在地に村井二丁目を加え、日野公民館の住所を中道二丁目12番地に変更するものです。

◆日野町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成19年6月から実施している町議会議員の月額報酬の5%減額措置を平成21年3月31日までさらに1年間延長するものです。

規約の変更など

◆八日市衛生プラント組合規約の変更について

布引斎苑組合を解散し、八日市布引ライフ組合に平成20年3月3日に統合するため、現在の八日市衛生プラント組合の規約を変更するもので、組合の名称を八日市布引ライフ組合に変更し、共同事務に布引斎苑組合の事務を追加するものです。

◆布引斎苑組合の解散について

同処理する事務の統合を図るため、平成20年3月2日をもって、布引斎苑組合を解散するものです。

◆布引斎苑組合の解散に伴う財産処分について

布引斎苑組合を解散することに伴い、同組合の財産を八日市布引ライフ組合に帰属させるものです。

補正予算

◆一般会計

1千518万3千円を追加して、予算総額は80億5千283万3千円となりました。補正の主なものは、次のとおりです。

☆庁舎等施設管理事業

304万6千円

☆滋賀県議会議員選挙費

108万3千円減額

☆日野町議会議員選挙費

266万5千円減額

☆障害者福祉事務事業

480万4千円

☆障害児通園(デイサービス)事業

275万円

☆公立保育所運営事業

419万1千円

☆長寿の森奨励事業

56万1千円

☆河川管理事業

110万円

☆幼稚園教育振興事業

◆公共下水道事業特別会計
138万9千円
691万5千円を追加して、
予算総額は12億2千59万1千
円となりました。

◆介護保険特別会計
677万5千円を追加して、
予算総額は12億8千356万
7千円となりました。

◆水道事業会計
収益的収支の支出予定額に
195万2千円を追加して、
6億7千912万円となりました。

請願


◇悪質商法被害をなくすための
割賦販売法改正を求める意
見書提出に関する請願書
採択

意見書決議

◇悪質商法被害をなくすため
の割賦販売法改正を求める意
見書決議 可決決議
◇「新たな財政構造改革プロ
グラム」に関する意見書決議
可決決議

◆議会事務局
☎65551 有線57750

**浄化槽の
法定検査を
受けましょう**



浄化槽の設置者（一般家庭や事業所など）は、年に1回「法定検査」を受けることが、浄化槽法により義務付けられています。浄化槽は保守点検・清掃という維持管理が行われることで、私たちが日々の生活によって汚した水をきれいにしてくれます。法定検査は、浄化槽の維持管理が適正に行われていることを確認するためのものです。県知事指定の検査機関で受検することになっています。

また、浄化槽を使用しなくなったときは、その日から30日以内に「浄化槽廃止届」の提出が義務付けられていますので必ず提出してください。

◎法定検査手数料

20人槽以下……………5,000円
21～100人槽……………7,000円

**◎法定検査に関する
問い合わせ・申し込み先**

(社)滋賀県生活環境事業協会(滋賀県知事指定検査機関)
☎077-554-9271

◆問い合わせ先

上下水道課 下水道担当
☎6579 有線58962

家族そろって加入しましょう

交通災害共済は、2月から申し込みを受付します

◆年間掛金 一人 500円
◆通院1日から見舞金支給

●交通災害共済制度とは？

一人ひとりがわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故による災害を受けられた方に、交通災害共済見舞金を支給して救済する制度です。

●加入できる方は？

平成20年4月1日現在で、町内に住民登録、または、外国人登録をしている方。町内の事務所・事業所・学校などに勤務または在学している方。

●加入手続きは？

申込用紙は全戸配布します。申込用紙に必要事項を記入の上、掛金を添えて各区分・町代さんまでお申し込みいただくか、住民課まで直接お申し込みください。

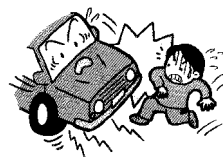
●共済期間は？

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間（4月1日以降に申し込みをされた場合は、その翌日から平成21年3月31日まで）

●対象となる事故は？

日本国内の道路上（道路として機能している場所）において、自動車・バイク・自転車等の運行中に発生した事故、または、これらの車両にひかれるなどの事故。

※飲酒運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合には災害見舞金は支給できません。



●交通災害共済見舞金の請求と期間は？

請求は、災害者本人（未成年の方は、親権者）の預金通帳と印鑑をお持ちの上、住民課までお越しください。請求期間は交通事故に遭われた日から1年以内です。1年以内に治療が終わらない場合は、追加請求ができます。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
☎6578 有線57784